

入札説明書

(建設工事)

気仙沼市の建設工事入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 気仙沼市競争入札参加資格が承認された者で、入札公告の入札参加条件を満たしていること。
- (3) 入札期日において、指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札期日において、本市と締結した契約に関し、債務不履行等により、本市と係争中のものではないこと。
- (5) 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。また、受注者が契約後、次の措置要件に該当することが判明したときは、契約を解除できるものとする。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - ① 登録業者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員若しくは支配人又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する者、個人の場合は本人又は支配人若しくは営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - ② 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力若しくは暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。
 - ③ 暴力団若しくは暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

2 入札参加手続

- (1) 入札参加希望者は、次の書類を閲覧室（第二庁舎前）に備え付けの投函箱に投函するか市財政課のメールアドレスに送信すること。なおメールの件名を「入札参加届（自社名記載）」として送信すること。
 - ① 入札参加届出書（様式1） ※配置技術者の条件が付されていない場合
 - ② 入札参加届出書兼専任の配置予定技術者届出書（様式2） ※配置技術者の条件が付されている場合
 - ③ 実績に関する条件が付してある場合は、その実績を証明する書類（コリンズ登録データ、契

約書、仕様書等の実績の確認がとれる書類)

- ④ その他入札公告に記載のある書類
- (2) 入札参加の可否については、入札日の前日までに入札参加届出書に記載のFAX番号又はメールアドレス宛に回答する。
- (3) 入札参加及び入札に係る書類作成等の費用は、参加届出者の負担とする。
- (4) 入札参加届出及び入札説明書に関する問い合わせ先

総務部 財政課 管理契約係 (本庁舎2階)

TEL 0226-22-3407 FAX 0226-22-9790

MAIL zaisei@kesenuma.mivagi.jp

3 設計図書等の閲覧等

- (1) 入札公告に係る仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供するほか、有料で複写することができる。

- ① 設計図書等の閲覧場所

第二庁舎前設計図書閲覧室

- ② 複写できる場所

(有)ムサシヤ 気仙沼市八日町二丁目1-14 TEL 0226-22-0944

株ヒラサワ事務器 気仙沼市南郷7-11 TEL 0226-22-0465

- (2) 設計図書等に関する事項については、入札公告の工事担当課へ問い合わせること。

4 工事内訳書

- (1) 建設工事の入札にあたっては、初度の入札に限り工事内訳書を提出すること。
- (2) 原則として市が定める様式を使用することとするが、記載事項を満たす場合に限り自社の様式でも可とする。
- (3) 次に該当する場合は、当該入札を無効とし、再度入札に参加することができない。
 - ① 初度の入札において工事内訳書を提出しない場合
 - ② 商号又は名称、代表者役職、代表者名(委任する場合は代理人の氏名)の記載及び押印のない工事内訳書を提出した場合
 - ③ 工事内訳書の合計額と最初の入札金額が一致しない場合
 - ④ 工事内訳書の内訳金額の合計と工事価格が一致しない場合
 - ⑤ 工事内訳書に記載の工事名等が異なるなど当該入札案件のものと特定できない場合(軽微な場合を除く。)
 - ⑥ 入札条件の記載など工事内訳以外の記載がある場合

5 入札等

- (1) 入札者は、公告に係る設計図書等及び入札説明書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札保証金は、原則的に免除とする。

- (4) 電報及び郵送による入札は認めない。
- (5) 入札回数は、3回とする。
- (6) 初度の入札において、入札書とともに工事内訳書を提出すること。
- (7) 入札書は、入札者が記名押印した市の様式で提出すること。市の様式と記載事項が同様である場合に限り自社の様式でも可とする。
- (8) 代理人をもって入札する場合は、代理人は、入札者からの委任状を持参の上、入札書とともに入札執行者に提出しなければならない。この場合において、代理人が入札書を提出するときは、委任者を併記の上、代理人が自らの氏名を記載し、押印すること。
- (9) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者等は、消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札において、入札書の記載事項の訂正は、訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。
- (11) 入札日において執行日時を経過して提出された入札書は、受理しない。
- (12) 入札において入札者等は、入札書に使用する印鑑を持参すること。入札者が代表者の場合で押印する印鑑を持ち出せないときは、代表者の個人印を持参すること。

6 入札の辞退

- (1) 入札者等は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書により入札を辞退することができる。提出の方法は、直接持参するかFAX、電子メールによるものとする。なお、電子メールの場合は、市財政課管理契約係のメールアドレスに送信すること。
- (2) 初度の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。
- (3) 入札を辞退した者は、辞退を理由として以後の指名、入札参加等において不利益な取扱いを受けない。

7 入札の無効等

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加届出書類に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。また、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時において1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札参加資格のない者に該当する。
- (2) 入札者及びその代理人は、次のいずれかに該当するときは、失格となり、再度入札には参加することができない。
 - ① 入札者等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するとき。
 - ② 入札期日において、入札者が公告した資格を有しないとき。
 - ③ 入札期日において、入札者が市から指名停止を受けているとき。
 - ④ 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
 - ⑤ 入札者等が正当な理由なく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。

- ⑥ 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
 - ⑦ 入札者等が、公正な価格を害し若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
 - ⑧ 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、無効とする。ただし、再度入札に参加することを妨げない。
- ① 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
 - ② 入札書等の内容又は提出方法に、次に掲げる事例等の不備があり、入札者等の意思が明確でないとき。
 - ア 入札等の記名押印及び訂正印を欠く入札
 - イ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - エ 工事名等の錯誤がある入札

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の制限範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決めるものとする。くじを引かない者があるときは、これに代わって市職員がくじを引くものとする。
- (4) 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

10 随意契約

- (1) 入札及び再度入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約を行う。
- (2) 前号の見積合わせに、回数の制限は設けない。

11 契約保証金

- (1) 請負契約額が500万円以上の場合は、請負契約額の10分の1以上の額を納付すること。
- (2) 請負契約額が500万円未満の場合は、免除とする。
- (3) 契約保証金の納付は、次の保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し行うことができる。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 金融機関等の保証
 - ③ 保証事業会社の保証
 - ④ 公共工事履行保証証券による保証

- ⑤ 履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付の際には、様式8「契約保証に関する届出書」を添付して提出すること。

1.2 契約

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、契約日までに入札・契約担当課へ提出しなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。
 - ① 落札者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
 - ② 落札者が入札に参加する資格及び公告した資格を有しなくなったとき。
 - ③ 落札者が市から指名停止を受けたとき。
- (3) 落札決定した事業者は、消費税法に規定する課税事業者であるか、免税事業者であるかを様式9「届出書」により契約書作成前に届けること。

1.3 仮契約

予定価格（税込）が1億5千万円以上の工事請負契約の場合は、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、気仙沼市議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約とする。

1.4 入札参加届出書類等の入手方法

- (1) 次の書類については、市ホームページ市の入札・契約情報【入札に関する様式について】からダウンロードできる。なお、①②様式を除く様式については、市の様式と記載事項が同様である場合に限り自社の様式でも可とする。
 - ① 入札参加届出書（様式1）
 - ② 入札参加届出書兼専任の配置予定技術者届出書（様式2）
 - ③ 入札書（様式3）
 - ④ 見積書（様式4）
 - ⑤ 委任状（様式5）
 - ⑥ 工事内訳書（様式6）
 - ⑦ 設計図書等に関する質問・回答書（様式7）
 - ⑧ 契約保証に関する届出書（様式8）
 - ⑨ 届出書（課税免税の届出書）（様式9）
 - ⑩ 契約書
 - ⑪ 入札辞退届
- (2) 次の書類については、市ホームページ市の入札・契約情報【建設工事・業務一般競争入札公告】からダウンロードできる。
 - ① 入札公告
 - ② 入札説明書

9 その他

この入札説明書は、平成30年4月2日から運用する。